

## 浦添市小中学校デマンド監視業務委託 特記仕様書

この特記仕様書（以下「仕様書」という。）は、浦添市長 松本哲治（以下「発注者」という。）が発注する「浦添市小中学校デマンド監視業務委託」に必要な事項を定める。

### 1 履行場所

小学校名	住所	電話番号
仲西小学校	浦添市屋富祖2-32-1	877-2067
神森小学校	浦添市勢理客1-4-1	877-6380
浦城小学校	浦添市伊祖2-13-1	877-3335
牧港小学校	浦添市牧港2-14-1	877-4142
当山小学校	浦添市当山2-34-1	877-7595
内間小学校	浦添市内間4-3-1	877-0369
港川小学校	浦添市城間4-37-1	879-1974
宮城小学校	浦添市宮城3-7-3	879-5312
沢岬小学校	浦添市字沢岬998	879-3238
前田小学校	浦添市字前田333	879-1947

中学校名	住所	電話番号
浦添中学校	浦添市仲間2-46-1	877-2066
仲西中学校	浦添市屋富祖2-13-1	877-2070
神森中学校	浦添市内間1-6-1	877-5165
港川中学校	浦添市港川1-1-1	876-1323
浦西中学校	浦添市当山3-1-1	879-3236

### 2 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

### 3 デマンド監視装置等の設置

業務を実施するため、デマンド監視装置を対象施設の取引用電力量計の近くに設置するものとし、発注者はその設置場所の提供及び電灯配線等の利用について便宜を供するものとする。

なお、デマンド監視装置等の設置は原則普通教室とし、設置後に設置状況を発注者へ報告することとする。

### 4 目標デマンド値の設置

発注者と受注者は、対象施設の契約電力を抑えるため相互で協議し、目標デマンド値を設定するものとする。なお、目標デマンド値の変更設定について発注者から要請がある場合において、受注者は随時対応することとする。

## 5 業務の内容

- (1) 対象事業場における最大需要電力〔kW〕及び電力使用量〔kWh〕の状態を、デマンド監視装置により常時監視するとともに、データとして記録すること。
- (2) デマンド監視装置の警報による負荷抑制は自動制御で対応できる状態にすること。
- (3) デマンドモニタ（リアルタイム表示）を1台設置すること。

## 6 デマンド業務の結果報告

デマンド監視装置に記録された最大需要電力〔kW〕及び電力使用量〔kWh〕の状態を3か月ごとの年4回(7月・10月・1月・4月)データ分析し発注者へ報告すること。

## 7 デマンド監視装置等の保守点検

- (1) デマンド制御装置の保守点検については、適宜行い、デマンド業務の結果報告の際に合わせて報告すること。
- (2) 受注者は発注者からデマンド監視装置等に不具合が生じた旨の連絡を受けたときは、速やかに対応して復旧させること。
- (3) 受注者は発注者からデマンド監視装置等の影響と思われる空調機の不具合の連絡を受けたときは、速やかに原因究明し必要な処置を講ずること。
- (4) デマンド監視装置等に故障、不良等が生じた場合は、受注者の費用負担にて修繕等を行う。ただし、故障等の原因が発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の費用負担とする。

## 8 デマンド監視装置の保全

発注者は、受注者の設置したデマンド監視装置の善良なる保全に努めることとし、発注者の故意又は過失によって装置に損害を与えた場合にはその損害相当額を弁済するものとする。

## 9 デマンド監視装置の撤去

契約が終了し又は契約を解除した場合は、受注者はデマンド装置等を撤去し、発注者はこれに協力するものとする。

## 10 機密の保持

受注者はこの業務の履行期間に際して知り得た相手方の機密情報を第三者に漏らし又は利用してはならず、業務履行期間終了後も効力を有する。

## 11 損害賠償

受注者は次の各号のいずれかに該当する場合、損害賠償の責を負うものとする。

- (1) 受注者の責に帰すべき理由により機械の故障によって発注者に損害が生じたとき。
- (2) 受注者の責により、電力会社の最大需要電力（契約電力）に増加が生じたとき。  
なお、この場合の損害賠償額はデマンド監視業務委託料の金額内とする。
- (3) 業務履行により、発注者及び第三者へ損害を及ぼしたとき。

## 12 損害賠償の免責

- (1) この契約に基づき、受注者が報告又は助言した事項について、発注者がその対策の実施を怠り、これによって発注者に損害が生じたとき。
- (2) 発注者の責により、電力会社の最大需要電力（契約電力）に増加が生じたとき。
- (3) 発注者が法令又はこの契約に違反し、これによって発注者に損害が生じたとき。
- (4) その他受注者の責によらない事由により発注者に損害が生じたとき。

### 13 委託料の支払い

委託料は、下記に掲げる事項に基づき、別表1に定める。

- (1) 支払いは、年4回の分割払いとする。受注者が行う業務結果報告を発注者が検査し承認を行った後、発注者が正当な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。
- (2) この契約の履行の開始日以降、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の税率に増減が生じた場合の委託料に係る消費税等の差額については、変更契約に基づき支払う。

### 14 その他

この特記仕様書に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。

別表 1

浦添市立小中学校デマンド監視業務委託

契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで（5 年間）

契約金額	円
税抜額	円
消費税	円

支払内訳（税込み）

年度	支払金額
令和 8 年度	
令和 9 年度	
令和10年度	
令和11年度	
令和12年度	